

建築基準法（昭和25年法律201号）第42条第2項の規定により、道路の位置として次のとおり指定しました。

鹿児島県知事 塩田康一

指定番号	指定の年月日	指定道路		
			延長 (メートル)	幅員 (メートル)
建第2-11号	令和7年 10月29日	肝属郡肝付町後田字中村2949-2, 2954-2, 2955-2, 2958-1の内, 2942-1の先, 2949-2の先, 2954-2の先, 2955-1の先, 2955-2の先, 2958-1の先, 肝付町後田字中村上2959-1, 2960-5, 2961-2, 2962-2, 2965-3, 2960-1の内, 2959-1の先, 2959-2の先, 2960-5の先, 2961-1の先, 2961-2の先, 2962-2の先, 2964-1の先, 2964-3の先, 2964-5の先, 2965-1の先, 2965-2の先, 2965-3の先, 2966の先, 2967の先, 2968の先, 2969の先, 2970-1の先	313.00	4.00